

平成30年度 第2回

明 石 市 国 民 健 康 保 険  
運 営 協 議 会

開催日時 平成31年1月30日（水）午後1時30分～

開催場所 明石市役所 議会棟 第3委員会室

## 会 議 次 第

1 会長あいさつ

2 明石市副市長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 協議事項

協議事項 平成31年度国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

5 報告事項

報告事項1 平成31年度明石市国民健康保険事業特別会計予算（案）の  
概要について

報告事項2 平成31年度国民健康保険制度改正の概要について

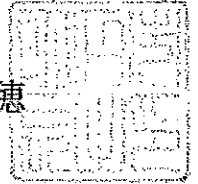
明 国 諮 第 2 号

平成30年12月25日

明石市国民健康保険運営協議会

会 長 片 山 貴 文 様

明石市長 泉 房 穂



平成31年度における国民健康保険料  
賦課限度額の改正について（諮問）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条の規定  
に基づき、明石市国民健康保険事業の運営に関する重要事項とし  
て、下記事項について諮問いたします。

記

1 賦課限度額の改正

国民健康保険料の平成31年度の賦課限度額について、  
基礎賦課限度額を58万円に改正すること

2 施行予定時期

公布の日

## 協議事項 平成31年度国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

### 1 目的

本市では平成30年度の国民健康保険制度改革にあたり、保険料率や資産割の廃止等の見直しを行い、低所得者層を中心に8割弱の世帯について保険料負担を軽減しました。

また、保険料が上昇する高所得者層については、激変緩和のため基礎賦課限度額を政令基準より低い54万円に据え置きました。

平成31年度においては、高所得者層に対して応分の負担を求めることにより、被保険者の大半を占める低・中間所得者層により一層の負担緩和を図るため、基礎賦課限度額を引上げようとするものです。

なお、国においては、基礎賦課限度額を3万円引き上げ61万円にする国民健康保険施行令の改正が行われる予定です。

### 2 改正の概要

#### 基礎賦課限度額の引上げ

	基礎賦課限度額 (医療分)	後期高齢者支援金等 賦課限度額 (支援分)	介護納付金賦課 限度額 (介護分)	合計 (介護分なしの場合)
現 行	54万円	19万円	16万円	89万円(73万円)
改正後	58万円	19万円	16万円	93万円(77万円)
差	+4万円	変更なし	変更なし	+4万円(+4万円)

### 3 基礎賦課限度額の引上げに伴う影響等

#### (1) 基礎賦課限度額引上げにより影響を受ける世帯数

約700世帯が増額の対象となります。

#### (2) 保険料調定額

全体で約2,600万円の増額となる見込み（保険料率据置の場合）です。

#### (3) 他市の状況

本市と赤穂市を除く県下39市町においては、基礎賦課限度額について国の政令基準に準拠して改定しています。なお、赤穂市は、3月議会で基礎賦課限度額を58万円に引き上げる予定です。

#### (4) 県の状況

財政の運営主体である兵庫県は、県下各市町の保険料水準について、平成36年度を目途に統一を目指しています。

### 4 今後の予定

国民健康保険法、国民健康保険法施行令の改正後、6月議会に明石市国民健康保険条例改正案を上程する予定です。

## 報告事項1 平成31年度明石市国民健康保険事業特別会計予算(案)の概要について

### 1. 概要

#### (1) 平成31年度予算編成における要点

- ①下表のとおり、世帯数は前年度の95.06%、被保険者数は前年度の91.21%に減少するものの、一人当たり医療費は増加傾向にあります。
- ②平成31年度は、平成29年度に交付された前期高齢者交付金の清算額を納付金に含めて返還しなければなりません(平成32年度以降はこの返還が発生することはありません。)
- ③上記①及び②の影響により、兵庫県の算出した本市の納付金が前年の104%に増加することに伴い、保険料(徴収予定総額)は前年の106.71%に増加する見込みです。

#### (2) 主な取り組み

##### ①医療費適正化対策の推進

平成30年度は市民の負担を減らし、医療費を削減するため、ジェネリック医薬品希望シールを全ての国民健康保険加入世帯に配布するなど、その普及に努めてまいりました。平成31年度も特定健診の受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防など市民の健康寿命延伸、医療費適正化及び国庫補助金の獲得に向けた取り組みを進めてまいります。

##### ②保険料の収納率向上対策の推進

平成30年度はコンビニ収納の導入により、市民の納付機会の拡大・利便性の向上に努めるとともに、滞納者に対し、携帯電話及びスマートフォンへのショートメッセージサービス(SMS)による督促の試験運用を実施しました。平成31年度はSMSの本格導入や悪質滞納者への滞納処分の強化により更なる収納率の向上に努め、保険料負担を抑制します。

#### (参考) 予算の基礎とした世帯及び被保険者の年間平均数

基礎数値	31年度	30年度	差	前年比	主な増減理由
世帯数	38,500世帯	40,500世帯	▲ 2,000	95.06%	75歳になり、後期高齢者医療制度へ加入する被保険者の増加による。
被保険者数	60,200人	66,000人	▲ 5,800	91.21%	同上
一般	60,000人	65,300人	▲ 5,300	91.88%	同上
退職	200人	700人	▲ 500	28.57%	退職者医療制度の廃止に伴う経過措置対象者の減少による。
介護第2号被保険者	18,500人	19,100人	▲ 600	96.86%	退職し、被用者保険から国民健康保険に加入する被保険者の減少による。

2. 予算(案)

(歳入)

予算科目		31年度	30年度	差	前年比	主な増減理由	
① 国民健康保険料		5,817,020	5,451,053	365,967	106.71%	①納付金の増加による。	
現年度分	一般	医療分	3,733,032	3,256,620	476,412	114.63%	①納付金(医療分)の増加による。
		支援分	1,358,625	1,383,544	▲ 24,919	98.20%	支援分の①納付金と④繰入金の相殺の結果による。
		介護分	480,488	413,601	66,887	116.17%	①納付金(介護分)の増加による。
	退職	医療分	4,000	49,000	▲ 45,000	8.16%	被保険者数(退職)の減少による。
		支援分	4,529	14,831	▲ 10,302	30.54%	同上
		介護分	2,611	15,735	▲ 13,124	16.59%	同上
滞納繰越分	一般	医療分	168,693	249,676	▲ 80,983	67.56%	滞納整理が進んだことによる。
		支援分	40,875	41,175	▲ 300	99.27%	同上
		介護分	22,078	21,972	106	100.48%	現役世代の滞納額の微増による。
	退職	医療分	1,417	3,723	▲ 2,306	38.06%	被保険者数(退職)の減少による。
		支援分	339	588	▲ 249	57.65%	同上
		介護分	333	588	▲ 255	56.63%	同上
② 県支出金		21,447,942	21,842,613	▲ 394,671	98.19%	⑩保険給付費の減少による。	
③ 基金運用収入		1,000	100	900	1000.00%	⑬基金の積み増しに伴う、運用益の増加による。	
④ 繰入金		2,720,350	2,859,786	▲ 139,436	95.12%	被保険者数の減少に伴う基盤安定交付金の減少による。	
⑤ 繰越金		500,000	2,800,000	▲ 2,300,000	17.86%	31年度は決算余剰金を⑭その他支出の一部に活用。	
⑥ 療養給付費等交付金		0	1	▲ 1	0.00%	29年度以前退職分の清算終了に伴う科目の廃止による。	
⑦ 一部負担金		2	2	0	100.00%		
⑧ その他収入		46,718	46,718	0	100.00%		
合 計		30,533,032	33,000,273	▲ 2,467,241	92.52%		

(歳出)

(単位:千円)

予算科目	31年度	30年度	差	前年比	主な増減理由
⑨ 総務費	456,336	483,038	▲ 26,702	94.47%	標準システム導入に伴う旧システムにかかる負担金の減少による。
⑩ 保険給付費	20,811,411	21,281,483	▲ 470,072	97.79%	被保険者数の減少による。
療養給付費	17,590,906	17,892,358	▲ 301,452	98.32%	同上
療養費	228,100	242,000	▲ 13,900	94.26%	同上
審査支払手数料	73,800	75,100	▲ 1,300	98.27%	審査件数の減少による。
高額療養費	2,746,300	2,885,100	▲ 138,800	95.19%	被保険者数の減少による。
高額介護合算療養費	4,300	17,800	▲ 13,500	24.16%	同上
移送費	142,455	142,875	▲ 420	99.71%	被保険者数の減少による。
出産育児一時金	25,100	25,800	▲ 700	97.29%	同上
葬祭費	350	350	0	100.00%	
結核医療付加金	100	100	0	100.00%	
⑪ 納付金	8,518,471	8,190,696	327,775	104.00%	医療分の増加による。
医療分	6,044,091	5,841,667	202,424	103.47%	一人当たり医療費の増加及び前期高齢者交付金の清算による。
支援金分	1,833,983	1,777,951	56,032	103.15%	一人当たりの後期高齢者支援金等分の増額による。
介護分	640,397	571,078	69,319	112.14%	一人当たりの介護納付金の増額による。
⑫ 保健事業費	212,293	211,133	1,160	100.55%	31年10月以降の消費税増税に伴う増加による。
⑬ 基金積立金	1,000	2,800,100	▲ 2,799,100	0.04%	平成30年度の基金積立に伴う繰越金の減少による。
⑭ その他支出	532,021	32,323	499,698	1645.95%	②県支出金(30年度保険給付費等交付金)の返還金による。
⑮ 予備費	1,500	1,500	0	100.00%	
合計	30,533,032	33,000,273	▲ 2,467,241	92.52%	

## 報告事項2 平成31年度国民健康保険制度改正の概要について

### 1 主な改正項目（国）

国においては、平成31年度国民健康保険制度について、下記のとおり改正を予定しています。

#### （1）中間所得層に対する負担緩和として、基礎賦課限度額を引上げ（国民健康保険法施行令の一部改正）

	基礎賦課限度額 （医療分）	後期高齢者支援金等 賦課限度額（支援分）	介護納付金 賦課限度額（介護分）	合計
現行	58万円	19万円	16万円	93万円
改正	61万円	19万円	16万円	96万円
差	+3万円	変更なし	変更なし	+3万円

#### （2）低所得者に対する軽減措置として、軽減判定所得基準を緩和（国民健康保険法施行令の一部改正）

	5割減額措置	2割減額措置
現行	33万円+27.5万円×（被保険者数）	33万円+50万円×（被保険者数）
改正	33万円+28万円×（被保険者数）	33万円+51万円×（被保険者数）

#### （3）応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間見直し

後期高齢者医療制度における元被扶養者の応益割に係る保険料軽減特例措置の見直しに伴い、国民健康保険における旧被扶養者に係る応益割の減免期間についても、資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限定する方針を示しています。

### 2 今後の予定（本市）

上記（2）については、施行令改正後、6月議会に明石市国民健康保険条例改正案を上程し、併せて（3）についても明石市国民健康保険料減免事務処理要領を改正する予定です。